

新旧対照表

【特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る輸入手続の取扱い等について（平成 17 年 5 月 27 日財関第 673 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る輸入手続の取扱い等について</p> <p style="text-align: right;">財関第 673 号 平成 17 年 5 月 27 日 改正 財関第 1051 号 平成 18 年 8 月 31 日 改正 財関第 570 号 平成 29 年 4 月 24 日 改正 財関第 868 号 平成 29 年 6 月 30 日 <u>改正 財関第 965 号</u> <u>令和 5 年 10 月 6 日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり、環境省自然環境局長から依頼があったので、平成 17 年 6 月 1 日からこれにより実施されたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 添</p> <p style="text-align: right;">環自野発第 050526002 号 平成 17 年 5 月 26 日 改正 環自野発第 060829006 号 平成 18 年 8 月 29 日 改正 環自野発第 1704214 号 平成 29 年 4 月 21 日 <u>改正 環自野発第 2310061 号</u> <u>令和 5 年 10 月 6 日</u></p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">環境省自然環境局長</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に伴う輸入手続等に関する協力依頼について</p>	<p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る輸入手続の取扱い等について</p> <p style="text-align: right;">財関第 673 号 平成 17 年 5 月 27 日 改正 財関第 1051 号 平成 18 年 8 月 31 日 改正 財関第 570 号 平成 29 年 4 月 24 日 改正 財関第 868 号 平成 29 年 6 月 30 日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり、環境省自然環境局長から依頼があったので、平成 17 年 6 月 1 日からこれにより実施されたい。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 添</p> <p style="text-align: right;">環自野発第 050526002 号 平成 17 年 5 月 26 日 改正 環自野発第 060829006 号 平成 18 年 8 月 29 日 改正 環自野発第 1704214 号 平成 29 年 4 月 21 日</p> <p>財務省関税局長 殿</p> <p style="text-align: right;">環境省自然環境局長</p> <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行に伴う輸入手続等に関する協力依頼について</p>

新旧対照表

【特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る輸入手続の取扱い等について（平成 17 年 5 月 27 日財関第 673 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）に基づく外来生物の輸入に関する規制措置が平成 17 年 6 月 1 日から実施されることとなります。</p> <p>ついては、外来生物の輸入通関の際における取扱いについては、平成 17 年 6 月 1 日から下記により実施されますようご協力願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 （省略）</p> <p>5 輸入指定港 外来生物法施行規則第 32 条により、同法第 25 条第 2 項の港及び飛行場として、成田国際空港、中部国際空港、<u>関西国際空港、福岡空港及び鹿児島空港</u>（以下「輸入指定港」という。）を指定している。これらの輸入指定港以外の港又は飛行場では、種類名証明書の添付が必要な生物は輸入することができない。</p> <p>したがって、これらの輸入指定港において、輸入通関手続を実施できる税関官署は下記に限られる。特例輸入申告等（関税法第 67 条の 19 に規定する輸入申告等をいう。）については、実際に輸入を行う輸入指定港以外の輸入指定港の税関官署においても輸入通関手続が可能である。これら以外の税関官署では外来生物法に基づく種類名証明書の添付が必要な生物の輸入通関手続は実施できない。</p> <p>なお、外来生物法の「輸入」とは、関税法第 2 条における「輸入」と同じであり、輸入指定港以外に到着した外来生物については、保税運送させ、次の税関官署において輸入通関手続をとることは可能であるが、運送途上において外来生物が逸出することのないよう輸入者に指導願いたい。</p> <p>【成田空港】 東京税関成田税関支署 東京税関成田航空貨物出張所</p> <p>【関西空港】 大阪税関関西空港税関支署</p> <p>【中部空港】 名古屋税関中部空港税関支署</p> <p>【福岡空港】 門司税関福岡空港税関支署</p> <p>【鹿児島空港】 <u>長崎税関鹿児島税関支署鹿児島空港出張所</u></p> <p>6及び7 （省略）</p>	<p>「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）に基づく外来生物の輸入に関する規制措置が平成 17 年 6 月 1 日から実施されることとなります。</p> <p>ついては、外来生物の輸入通関の際における取扱いについては、平成 17 年 6 月 1 日から下記により実施されますようご協力願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～4 （同左）</p> <p>5 輸入指定港 外来生物法施行規則第 32 条により、同法第 25 条第 2 項の港及び飛行場として、成田国際空港、中部国際空港、<u>関西国際空港及び福岡空港</u>（以下「輸入指定港」という。）を指定している。これらの輸入指定港以外の港又は飛行場では、種類名証明書の添付が必要な生物は輸入することができない。</p> <p>したがって、これらの輸入指定港において、輸入通関手続を実施できる税関官署は下記に限られる。特例輸入申告等（関税法第 67 条の 19 に規定する輸入申告等をいう。）については、実際に輸入を行う輸入指定港以外の輸入指定港の税関官署においても輸入通関手続が可能である。これら以外の税関官署では外来生物法に基づく種類名証明書の添付が必要な生物の輸入通関手続は実施できない。</p> <p>なお、外来生物法の「輸入」とは、関税法第 2 条における「輸入」と同じであり、輸入指定港以外に到着した外来生物については、保税運送させ、次の税関官署において輸入通関手続をとることは可能であるが、運送途上において外来生物が逸出することのないよう輸入者に指導願いたい。</p> <p>【成田空港】 東京税関成田税関支署 東京税関成田航空貨物出張所</p> <p>【関西空港】 大阪税関関西空港税関支署</p> <p>【中部空港】 名古屋税関中部空港税関支署</p> <p>【福岡空港】 門司税関福岡空港税関支署</p> <p>6及び7 （同左）</p>